

南部町役場公用車借上業務実施設計仕様書

1. リース期間	令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（60ヶ月）
2. リース台数	1台（新車）
3. リース部署	健康対策課
4. リース形態	メンテナンスリース
5. 年間予定走行距離	10,000km
6. 主要諸元	①車種 指定しない ②ボデー形式 軽バン ③ドア枚数 5枚 ④乗用定員 4名 ⑤駆動用バッテリー リチウムイオン電池 ⑥変速機形式 AT 限定免許保持者でも運転可能なもの ⑦駆動方式 2WD ⑧操舵装置 パワーステアリング付 ⑨その他 最新型、新車、車体色は白色とする。
7. 一般装備	①メーカー標準装備 ②純正エアコン ③急速充電機能
8. 付属品	①フロアマット（運転席・助手席・後部席） ②サイドバイザー（運転席・助手席） ③AM・FM ラジオ ④標準工具類 ⑤スタッドレスタイヤ（ホイール付き）一式 ⑥充電ケーブル
9. リース料に含まれる費用及びサービス	1) 費用 ①車両代金（8.付属品を含む） ②自動車税、環境性能割、自動車重量税（リース期間全額） ③自動車損害賠償責任保険料（リース期間全額） ④登録等諸費用（検査登録、車庫証明、納車に関する経費） ⑤自動車リサイクル法に定める費用 ⑥その他車両の維持管理に必要な費用 2) サービス ①法定点検（リース全期間中、納車・引取り） ②継続車検（リース全期間中、納車・引取り） ③一般整備修理（リース全期間中、納車・引取り） ④各種消耗品の交換及び補充 ⑤パンク修理

	⑥タイヤ交換
10. 各種手続きについて	陸運支局及び所管警察署等へ以下の業務に必要な書類の準備、届出を行うこと。その他、必要に応じて車両の維持管理に関する事務を行うこと。 ①車両の納入 ②継続検査 ③その他必要な諸届出
11. 納入場所	鳥取県西伯郡南部町倭482番地 南部町国民健康保険健康管理センターすこやか
12. メンテナンス	落札業者の実施とする。
13. 支払方法	一月ごとの後払いとする。
14. リース期間満了後の取り扱い	リース期間満了の3ヶ月前までに健康対策課が再リースの申し込みをした場合には、協議のうえ新たなリース契約を締結し、料金は別途定めるものとする。
15. 入札金額	入札金額については、月額（消費税抜き）とする。
16. 契約方法	・本物件は賃貸借とし、落札者と南部町との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者はリース事業者とし、南部町は本物件の使用者となる。 ・本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び南部町長期継続契約の締結に関する条例（平成18年南部町条例第7号）に基づく長期継続契約とする。
17. 予算の減額又は削除に伴う解除等	この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、南部町は、この契約を変更又は解除することができる。
18. その他	本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、南部町との協議の上決定する。